

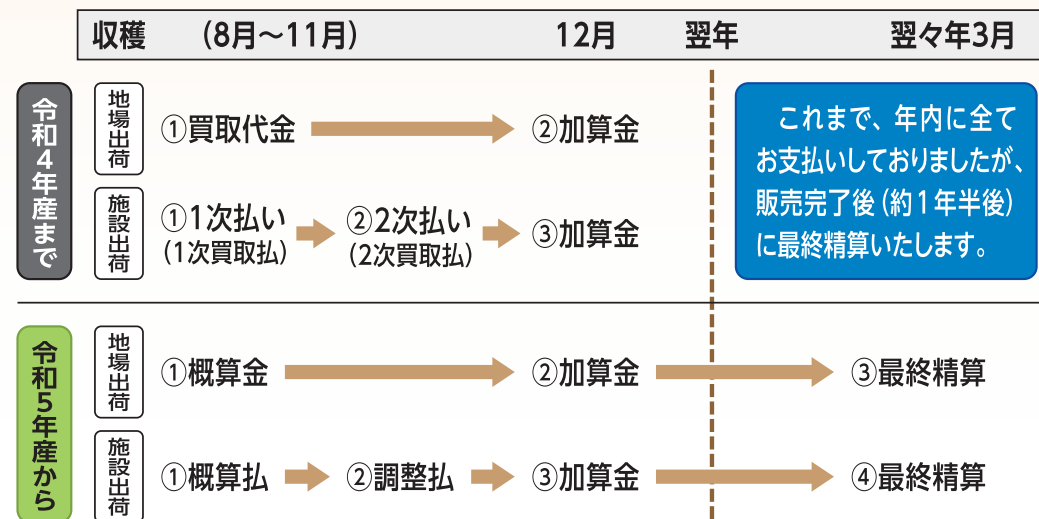
# 令和5年産米より買取販売から委託販売に変わります。



## 1. 消費税インボイス制度がスタートします。(令和5年10月)

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、消費税の課税事業者が仕入税額を控除する場合、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等(インボイス)の保存が要件となる制度を言います。多くの農家は、消費税の「免税事業者」のため「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができません。このため、JAがこのまま買取販売を継続した場合、「免税事業者」と「適格請求書発行事業者」の買取価格に消費税分の格差が生まれることとなります。当JAでは、「免税事業者」と「適格請求書発行事業者」を区分する必要のない農協特例を適用するため「**買取販売方式**」から「**委託販売方式**」に変更します。

## 2. 米の販売代金の精算が最終精算を含む複数回になります!



### Q. 出荷はどう変わるの?

A. 農産物検査、出荷規格など生産者のみなさまに変更いただくことはありません。今まで通りに出荷いただけます。

JAでは、今後も第8次中期経営計画に基づき「地域農業の振興と農家組合員の所得増大」の実現に取り組んでまいります。

【お問合せ】 浅井支店 ☎74-0002 びわ支店 ☎72-4482 高月支店 ☎85-3600 木之本支店 ☎82-3004  
 営農経済センター ☎78-2416(販売課)